

桑名市スタートアップ・エコシステム共創戦略構築等支援業務仕様書

1 委託業務名

桑名市スタートアップ・エコシステム共創戦略構築等支援業務

2 業務内容

①スタートアップ・エコシステム共創戦略構築業務

桑名市（以下「本市」という。）におけるスタートアップ・エコシステム（以下「エコシステム」という。）が、スタートアップ及び投資家、民間企業等のステークホルダーに選ばれ、成長を続けるための戦略を構築するため、下記の業務を行う。

本市がスタートアップにとって最適な創業・成長の場としての位置づけを確立するための戦略を立案する。

- A. 本市における創業・成長支援施策の視覚化
- B. 目指す姿のイメージ化
- C. スタートアップの成長に資する魅力やアセットの調査
- D. 本市に拠点を置く企業等が抱える成長課題、新規事業課題の調査

AからDを踏まえ、具体的な戦略を立案すること。戦略には下記項目を含む。

- ・成果目標
- ・本市のエコシステムの強み、差別化のポイント
- ・市内既存産業と他地域のスタートアップとの連携、協業
- ・新たに必要な支援施策の提案
- ・エコシステムの財政的な自立方法の提案
- ・スケジュールの提示
- ・実施体制の提案（役割分担）

戦略の立案にあたっては、市が別途開催する専門家会議において素案を提出し、審議を行うことを想定しているため、当該会議の開催と協調し、進捗を図るものとする。

②ワークショップの開催

本市の課題に関して、地域のプレイヤーを巻き込んで検討する複数回のワークショップを開催する。

③イベントの開催

エコシステムの形成に向けた機運を醸成するためのイベントを開催する。

3 進捗報告

本業務の進捗状況及び課題等について、定期的に報告・協議を行うこと。

4 成果物の提出

本業務終了後、速やかに報告書及び成果物を提出すること。

報告書及び成果物については、紙媒体で1部及び電子データによる提出とする。

電子データの提出方法については、本市と協議の上、決定するものとする。

5 その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に対しては速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、業務の詳細について、本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 本仕様と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技法又はアイデア等があるときは、委託者に対して積極的に提案すること。
- (5) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め委託者が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 事業に関する制作物等の二次利用については、協議により使用可能とする。
- (8) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。